

岐阜市包括外部監査報告書

平成11年度

岐阜市包括外部監査人

所 直 好

平成11年度包括外部監査の結果報告書

(外部監査対象)

財団法人岐阜市公共ホール管理財団

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 外部監査対象	1
(2) 外部監査対象期間	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 主な監査手続	1
5. 外部監査の実施期間	2
第2 外部監査の結果	2
1. 財団の概要	2
(1) 目的	2
(2) 事業内容	2
(3) 役員および職員	2
(4) 財団が受託管理する施設の概要	3
2. 決算の推移	3
(1) 収支計算書	3
(2) 貸借対照表	4
3. 監査手続実施結果	4
(1) 岐阜市が直接運営した場合の3館の収支概要	4
(2) 補助金等の効果的使用	4
(3) 実績の調査分析	6
イ. 主な施設の稼働率	6
ロ. 主な施設の利用料収入	7
(4) 管理組織	7
(5) 中長期計画	7
(6) 決算書	7
(7) 内部統制および諸規程	8
(8) 施設利用料等の収納	8
(9) 帳簿および証拠書類等の整理保管	8
第3 利害関係	8

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査対象

財団法人岐阜市公共ホール管理財団の財務事務及び管理運営事務

(2) 外部監査対象期間

平成10年度

3. 事件（テーマ）を選定した理由

岐阜市の出資団体である財団法人岐阜市公共ホール管理財団の決算は、施設の管理および事業支出に対する岐阜市からの補助金等収入で収支のバランスがとれる仕組みとなっており、決算書上では効果的な運営が行われているかどうかの判断をすることはできないため、財団法人の設立目的を達成するための事業が効果的に運営されているかどうかの観点から、監査を実施することとした。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ・岐阜市からの補助金等が事業計画にそって効果的に使用されているか。
- ・管理費および事業費の予算計画に対する実績は妥当か。
- ・管理費および事業費が経済性・効率性等を考慮して支出されているか。
- ・財団の実績（設立目的の達成度合）の調査分析は適切に行われているか。
- ・財団の管理組織が有効に機能しているか。
- ・収支および財産の状況は正しく決算書に表示されているか。
- ・中長期計画は作成されているか。
- ・諸規程の整備、特に支出に関して適切な取扱要領が定められているか。
- ・岐阜市から委託されている施設使用料等の徴収業務は適切に行われているか。
- ・帳簿、証拠書類等の整理保存等は適切か。

(2) 主な監査手続

- ・管理費および事業費について法人設立以降の趨勢を検討する。
- ・予算と実績を比較し、差異内容について検討する。
- ・一定金額以上の管理費および事業費について証拠書類と照合し、関係帳簿への記帳の妥当性を確かめるとともに、妥当な金額が支出されていることを確かめる。

- ・財団の統計、諸報告が適切に作成され、管理運営に適切に利用されているか検討する。
- ・理事会等の議事録を閲覧し、寄附行為にしたがって財団が適正に管理運営されていることを確かめる。
- ・公益法人会計基準および経理規程等にしたがって決算書が正しく作成されていることを確かめる。
- ・岐阜市の財産とされているものと財団の資産とされているものの区分が妥当か検討する。
- ・中長期計画、年度計画がどのように作成されているか検討する。
- ・諸規程に基づいて、事務処理が円滑かつ効率的に行われていることを確かめる。
- ・管理費支出および事業費支出に関し、取扱要領にしたがっているか確かめる。
- ・施設利用料等の収納について、収納業務の内部牽制の状況について検討するとともに現金収納事務処理が適切に行われていることを確かめる。
- ・帳簿、証拠書類等の整理保存状況を確認する。

5. 外部監査の実施期間

平成11年10月6日から平成12年2月2日まで

第2 外部監査の結果

1. 財団の概要

(1) 目的

岐阜市から委託された長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館の施設管理及びこれらの施設を活用して各種イベント・コンベンションを実施することにより、「国際コンベンション都市」及び「文化都市岐阜」の実現に寄与することを目的とする。(財団寄附行為第3条)

(2) 事業内容

①長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館の管理運営 ②イベント・コンベンションの企画、誘致及び実施 ③前各号に掲げる事業に関する情報及び資料の収集並びに提供 ④その他目的を達成するために必要な事業(財団寄附行為第4条)

(3) 役員および職員 (平成11年4月1日)

役員

理事長、副理事長2、常務理事、理事6、監事2 合計12名

職員

事務局3(2)、長良川国際会議場20(9)、岐阜市文化センター15(13)、岐阜市民会館10(9) 合計48(33)名

(注) カッコは岐阜市派遣職員数の内書きである。

(4) 財団が受託管理する施設の概要

名 称	長良川国際会議場	岐阜市文化センタ-	岐阜市民会館
所在地	長良福光2695-2	金町5-7-2	美江寺町2-6
開館年月日	平成7年9月1日	昭和59年11月3日	昭和42年2月1日
規 模	敷地面積10,764 m ² 延床面積19,264.5m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造	敷地面積 3,523m ² 延床面積10,270m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造	敷地面積 4,390m ² 延床面積 8,898m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造
建築費	135億69百万円	38億18百万円	5億73百万円
土地評価額	23億39百万円	14億11百万円	21億53百万円

(注) 土地評価額は、平成11年の相続税の路線価評価額による。

2. 決算の推移

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科 目	7年度	8年度	9年度	10年度
基本財産収入	30,000	-	-	-
基本財産運用収入	448	167	120	120
補助金等収入	636,852	657,265	654,372	632,687
長良川国際会議場受託事業収入	252,489	326,913	333,711	328,127
長良川国際会議場自主事業収入	127,432	62,261	48,721	41,426
文化会館受託事業収入	216,468	215,341	219,662	217,814
文化会館自主事業収入	40,463	52,750	52,278	45,320
雑収入	331	475	436	421
収入合計	667,631	657,907	654,928	633,228
法人管理費	70,573	81,655	86,351	84,002
人件費	53,336	64,545	65,649	63,754
一般管理費	17,237	17,110	20,702	20,248
施設管理費	398,208	460,999	467,327	462,215
長良川国際会議場施設管理費	181,627	245,659	247,666	244,401
文化センター施設管理費	135,952	138,284	141,438	139,506
市民会館施設管理費	80,629	77,056	78,223	78,308
事業費	168,644	115,011	100,999	86,746
長良川国際会議場事業費	128,294	62,261	48,721	41,426
文化会館事業費	40,350	52,750	52,278	45,320
特定預金支出	30,206	242	251	265
基本財産積立預金支出	30,000	-	-	-
退職給与積立預金支出	206	242	251	265
支出合計	667,631	657,907	654,928	633,228

(注) 1. 収支がバランスしているのは、(2)貸借対照表の(注)に記載のとおり、支出額を超えた補助金等収入を岐阜市に返納しているためである。

2. 財団設立初年度には、「ながらトーク'96」「友好姉妹都市コンベンション・フェスティバル」「レニングラード国立パレエ白鳥の湖」「ノーベル賞受賞者を囲むフォーラム」「ブラジル音楽祭」「オープン記念式典」等が開館記念事業として行われたため、長良川国際会議場事業費がその後の年度より多く支出されている。

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	7年度	8年度	9年度	10年度
流動資産	96,412	111,527	113,943	107,167
固定資産	30,104	30,346	30,597	30,862
合 計	126,516	141,873	144,540	138,029
流動負債	96,412	111,527	113,943	107,167
(うち委託金精算未払金)	(25,820)	(49,172)	(47,529)	(43,802)
固定負債	104	346	597	862
正味財産	30,000	30,000	30,000	30,000
合 計	126,516	141,873	144,540	138,029

(注) 委託金精算未払金は、岐阜市からの補助金等収入の精算未払金で5月に返納されている。

3. 監査手続実施結果

(1) 岐阜市が直接運営した場合の3館の収支概要

現状の財団委託方式では、財団の管理費および事業費に見合う補助金等が財団に交付されているため、3館運営の収支が明らかにならない。そのため財団において、岐阜市の歳入となる施設利用料、チケット収入を収入に計上し、財団の支出に計上されていない岐阜市からの派遣職員の人件費を支出に計上した場合の収支の資料が作成されており、それは次のとおりである。ただし、施設の減価償却費は考慮していない。

(単位：千円)

科 目	7年度	8年度	9年度	10年度
収入額	242,901	276,882	272,814	270,839
支出額	979,127	990,117	1,003,203	975,864
(うち派遣職員人件費)	(342,275)	(332,852)	(348,831)	(343,178)
収支差額	△736,226	△713,235	△730,389	△705,025

3館運営の岐阜市の財政負担を明らかにするために、財団の正規の収支計算書とは別途に収入および支出を網羅した収支報告書を決算書に添付することが望ましい。

(2) 補助金等の効果的使用

管理費および事業費に占める金額的ウェイトが高い科目である、人件費、報償費、負担金、委託料、賃借料および光熱水料費の平成10年度の支出について、効率的な執行がおこなわれているかを検証した結果、適切に処理されていた。

支出予算額に対する支出決算額の比率は、平成7年度96.3%、平成8年度93.1%、平成9年度93.3%、平成10年度93.6%となっている。

岐阜市からの補助金等収入は、4月から四半期ごとに概算払いを受け、翌年5月に精算残金が返納されている。差額は主に光熱水料費で発生しているが、これは施設の規模から余裕をみた予算となっていることによるものであるが、精算差額を少なくする検討が必要である。

また、管理費および事業費のうち、人件費、報償費、負担金、委託料、賃借料、光熱水料費、什器備品費、消耗品費および修繕費の平成10年度の支出について、金額・科目の適正性、支出決裁についてを検証した結果、適正に処理されていた。

管理費および事業費の主な内訳

(単位：千円)

科 目	7年度	8年度	9年度	10年度
法人管理費	70,573	81,655	86,351	84,002
人件費	53,336	64,545	65,649	63,754
一般管理費	17,237	17,110	20,702	20,248
賃借料	5,200	12,643	12,781	12,728
その他	12,037	4,467	7,921	7,520
施設管理費	398,208	460,999	467,327	462,215
長良川国際会議場施設管理費	181,627	245,659	247,666	244,401
光熱水料費	44,336	51,520	50,080	48,193
負担金	229	23,896	27,090	23,760
委託料	73,751	142,234	146,479	151,298
その他	63,311	28,009	24,017	21,150
文化センター施設管理費	135,952	138,284	141,438	139,506
光熱水料費	40,616	39,730	41,428	38,824
委託料	73,385	74,611	76,813	79,595
その他	21,951	23,943	23,197	21,087
市民会館施設管理費	80,629	77,056	78,223	78,308
光熱水料費	23,535	22,304	22,558	22,117
委託料	41,048	41,176	42,135	42,792
その他	16,046	13,576	13,530	13,399
事業費	168,644	115,011	100,999	86,746
長良川国際会議場事業費	128,294	62,261	48,721	41,426
報償費	14,590	23,178	16,570	17,035
負担金	15,030	35,800	12,000	19,907
委託料	81,345	121	13,618	2,061
その他	17,329	3,162	6,533	2,423
文化会館事業費	40,350	52,750	52,278	45,320
報償費	16,276	10,566	17,912	20,883
委託料	20,405	39,575	30,981	18,993
その他	3,669	2,609	3,385	5,444

(3) 実績の調査分析

財団では、統計・諸報告として、「長良川国際会議場利用状況報告書」「文化センター利用状況報告書」「市民会館利用状況報告書」が毎年度作成され、利用料関係、利用状況関係等のデータがまとめられている。利用料関係は、月別、施設別、利用料区分別等の集計がなされ、利用状況関係は、月別、施設別、利用可能日数・利用日数、稼働率、催し物ジャンル別、団体別等の集計がなされ、施設の管理運営に利用されている。また、市民に対するサービスの充実向上の視点から、自主事業開催の際にはアンケート調査を実施し、事業についての反省と今後の運営の参考にされている。

財団設立目的である、「国際コンベンション都市」および「文化都市岐阜」の実現への寄与の達成度合いの測定にあたっては、いろいろな考え方があると思われるが、財団が行っている施設の活用状況による把握も合理的な方法であると考えられる。

以下は、財団作成の3館の利用状況報告書から財団設立以降の稼働率、利用料収入の抜粋である。

イ. 主な施設の稼働率

(単位：%)

国際会議場	7年度	8年度	9年度	10年度
メインホール	69.2	73.1	70.5	70.3
国際会議室	42.8	43.2	41.3	45.3
大会議室	57.7	56.0	53.9	57.8

文化センター	7年度	8年度	9年度	10年度
催し広場	63.0	61.9	69.9	65.6
小劇場	68.8	71.8	83.8	69.4

市民会館	7年度	8年度	9年度	10年度
大ホール	80.3	65.9	70.1	68.2

稼働率は、利用可能日数に対する利用日数で算出されている。

利用可能日数は、休館日のほかに、消防、電気、空調、可動床等の点検にそれぞれ丸1日費やすものとして計算が行われている。たとえば、長良川国際会議場のメインホールは毎月、舞台点検2日、照明点検1日、音響点検1日で年48日、年間点検は、消防8日、空調4日、電気1日、可動床8日で21日、それに休館日年6日で利用可能日数が290日と計算されているが、同日に複数の点検は可能であり、正確な利用可能日数となっていない。また、施設利用は、午前、午後、夜間、全日の区分となっているが、いずれの利用でも1日として計算されている。この計算は、社団法人全国公立文化施設協会の公立文化施設の現況調査における稼働率の算式が、「稼働日数÷利用可能日数」と示されていることによるものである。しかし、稼働率が実際よりも高く計算される結果となっているので、財団としての統計・諸報告においては従来の計算の他に、より合理的な計算方法を検討する必要がある。

ロ. 主な施設の利用料収入

(単位：千円)

国際会議場	7年度	8年度	9年度	10年度
メインホール	12,262	27,152	27,158	24,625
国際会議室	3,169	5,853	5,869	6,811
大会議室	5,178	10,353	8,919	10,254

文化センター	7年度	8年度	9年度	10年度
催し広場	22,192	20,180	22,080	22,218
小劇場	8,015	7,848	9,016	7,712

市民会館	7年度	8年度	9年度	10年度
大ホール	21,399	17,607	18,748	18,891

上記イ、ロに記載のとおり、財団設立後の稼働率および利用料収入はおおむね横這いで推移している。

(4) 管理組織

理事会の開催は、毎年ほぼ3月と5月に開催され、3月は主に事業計画と収支予算について、5月は事業報告、決算および役員選任について審議されており、適正に管理運営され議事録も適正に作成されている。

なお、岐阜市における財団の所管部は、経済部と総合企画部であるが、監事2名のうち1名は岐阜市総合企画部長が就任しており、たとえ客観的な立場で監査を遂行しなくても、外部からみると客観性に疑問がでる可能性があるため、所管部以外から選任する必要がある。

また、評議員会は、寄附行為第31条で「理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する」と規定されているが、設立以来、一度も開催されていない。

(5) 中長期計画

年度計画は理事会で承認されているが、中長期計画は作成されていない。これは、3館の管理運営を主たる目的とする財団では、特に必要とは考えられていないためである。財団の事業内容からして、特に問題はないと考えられる。

(6) 決算書

決算書は、会計規程にしたがって正しく作成されている。

なお、財団採用職員の人件費がすべて法人管理費に計上されているので、施設管理および事業へも区分する必要がある。また、退職給与引当金の計上基準が財団採用職員の基本給月額額の13.33%の計上となっているが、計上根拠が明らかではなく、引当基準としての合理性に欠けている。財団の職員給与規程第26条に規定する退職手当の額を引き当てるとした場合には、平成10年度末で約4百万円の引当不足となる。

資産に関する岐阜市と財団との区分は、財団の主たる目的が3館の施設管理であるため、財団としては有形固定資産（20万円未満は什器備品費または消耗品費として財団負担）を所有していない。

(7) 内部統制および諸規程

諸規程は規程集として整理保管され、諸規程に基づいて事務処理が行われ、諸規程に定めのない事項は岐阜市の規程を準用して処理されており、円滑かつ効率的に行われている。

また、金銭の収納および支払に関し、内部統制に関するチェックリスト等により内部統制の整備および運用状況の検討を行った結果、適切に処理されていた。

(8) 施設利用料等の収納

施設利用料等は岐阜市の歳入であり、財団は岐阜市から施設利用料等の収納業務を委託されている関係にある。平成10年度の岐阜市の歳入予算整理簿の(目)商工使用料(細節)国際会議場使用料と財団の収納に関する管理資料と照合した結果、施設利用料等の収納業務は適切に行われていた。

(9) 帳簿および証拠書類等の整理保管

帳簿および証拠書類等は、財団の会計規程の定めにしたがって、必要な保存期限の保管が適切に行われている。

第3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件（テーマ）につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成12年2月17日

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1. 稼働率の算出方法について

監査報告書の監査手続実施結果の(3)実績の調査分析で記載したように、現状の利用状況報告書の稼働率は実際よりも高くあらわされているので、もう少し合理的な計算方法による必要がある。

稼働率を正確に計算することは困難ではあるが、たとえば、次のような計算方法も考えられる。

(1) 利用可能日数

利用可能日数は、複数の点検をできる限り同日に実施している現状に合わせた日数とする。

(2) 利用料換算による稼働率計算

分母とする利用料は利用可能日数の全日使用料とし、分子は実際の利用料収入とする。なお、分子の計算では、営利目的使用の10割加算部分を除外し、自主事業についても使用料をみなし計算し加算する。

2. 予約システムの管理運営について

現状では、使用後に使用許可書が発行されることもあるので、規定にしたがって実際の使用開始前に使用許可書を出力し、使用許可書と引き換えに鍵等を渡すようにすべきである。

3. キャンセル料について

使用料等に関する条例では、使用開始前に使用料を納入する規定となっているため、キャンセル料については規定されていない。このため、使用料等が納入されないまま当日キャンセルになった場合にキャンセル料の請求が行われていないので、前納を徹底するかあるいはキャンセル料の規定を設ける必要がある。

4. 販売チケット管理について

自主事業における販売チケットについて、発注枚数以上に納入される予備チケットの管理方法が明確になっていないので、内規等で取扱いを定めておく必要がある。

5. 業務委託の内訳書の積算根拠について

清掃業務委託、受付案内業務委託について、業務内容は詳細に決められているが、委託金額との関連が明示されていないので、内訳書に積算根拠を示す必要がある。

6. 収支計算書の様式について

収支計算書は、会計規程の予算科目にしたがって作成されているが、公益法人会計基準では支出は基本的に事業費と管理費に区分することになっているので、たとえば、次のような様式も考えられる。

収 入 の 部	負担金収入
	施設管理費負担金収入
	長良川国際会議場施設管理費負担金収入
	文化会館施設管理費負担金収入
	自主事業費負担金収入
	長良川国際会議場自主事業費負担金収入
	文化会館自主事業費負担金収入
	管理費負担金収入
支 出 の 部	事業費
	施設管理費
	長良川国際会議場施設管理費
	文化会館施設管理費
	自主事業費
	長良川国際会議場自主事業費
	文化会館自主事業費
	管理費

(注) 現状と同じ基本財産運用収入、雑収入、特定預金支出は記載を省略してある。

以上

